

2009年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験 第2次審査
試験問題

法律科目試験
(憲法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法もケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは鉛筆）、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は監督者の許可を得ること）、その他監督者が特に許可したもののほかは使用できない。これ以外の携行品は、監督者の指示に従って所定の場所に置くこと。
4. 問題紙の本文は、1頁である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、4枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 解答は、ペンまたは鉛筆で記入すること。修正液や修正テープを使用してはいけない。
8. ラインマーカーや色鉛筆は、問題検討のために問題紙に限り使用することができる。解答用紙や六法に使用してはいけない。
9. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
10. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
11. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示に従うこと。
12. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退出できない。
13. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
14. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
15. 試験時間中の飲食は禁止する。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことを認めるが、机の上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2009年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

（憲 法）

以下の問に答えなさい。

第1問（配点：50点）

日本国憲法のもとでの国民主権原理と選挙権の意義について述べなさい。

第2問（配点：50点）

第1問での叙述を前提として、公職選挙法11条1項1号の合憲性について述べなさい。

<参照条文>

憲法13条, 14条, 15条, 44条。

公職選挙法11条1項1号。

民法1条, 2条, 3条, 4条, 7条, 8条, 9条, 10条, 961条, 963条,
973条。